

特別決議

学費負担軽減と私大経常費増額を求める決議

—真の高等教育無償化実現を目指して—

私たちは37年間にわたり、学生に対する個人補助の充実と、私立大学に対する機関補助の増額を求めて署名活動を行ってきた。その結果ようやく政治が動き、安倍首相は解散会見で「真に必要な子供に限って、高等教育の無償化を必ず実現」と言明した。これは凶らずも、憲法改定をしなくとも無償化は可能であることを認めたものであり、これまでの「無償化のためには憲法改正が必要」との主張を事実上撤回するものであることは指摘しなければならない。また「真に必要な」とは、日本国憲法第26条および国際人権A規約第13条の精神に照らせば、「能力があり希望するすべての人」である。「真に必要な」をこれよりも制限的に解釈することは、断じてあってはならない。なぜなら高等教育を受けることは、与えられるものではなく“権利”であるからだ。

個人補助としての奨学金は、ようやく返還の義務がない給付型が創設されたものの、年間2万人と全受給者の約6%に過ぎず、金額も月額2~4万円と十分ではない。首相は必要な子供に「授業料の減免措置の拡充と合わせ、必要な生活費を全てまかなえるよう、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす」とも明言している。授業料減免は国私の区別なく実施されるべきであり、生活費に関する私大教連の調査では、仕送りは入学の年で約100万円だ。また対象人数に関しての言及も無く、今後注視していく必要がある。また生活保護世帯の学生が大学に進学すると、生活保護支給額が大幅に減額されたり、「リカレント教育重視」と掲げながら社会人学生への有効な支援も無いなど、教育の機会均等とは真逆な施策が行なわれており、早急な改善を求めるものだ。

ただし会見で言及された施策は、あくまでもこれから進学する学生への対策に過ぎず、奨学金の返済に苦しむ例も少なくない。奨学金の返済者は約400万人で、その多くは非正規雇用を余儀なくされ、実質賃金も低下した上に、半数以上を占める有利子奨学金受給者は利子分も加わり、返済したくともできない状況だ。所得連動返還型奨学金制度も創設されたが、無利子分かつ2012年以降が対象と限定されている。さらに大学別奨学金延滞率が公表され、これに便乗して大学評価や定員充足率と無理やり結びつける動きもある。これは個人補助の責任を、将来的に機関補助の選別と連動させようとする企てであり容認できない。

また会見では「無償化」と「大学改革」とが組み合わせられており、学生向け個人補助の必要性に言及しても、大学への機関補助については全く触れず、産業界向けの“大学改革”のみが要求されている形で、個人補助と機関補助への対価とを結びつけた議論となっている。大学本来の使命を果たすためには、紐付きの特別補助金や、軍事転用が危惧される「安全保障技術研究推進制度」ではなく、学問の自由に立脚した、自主的・自律的な研究を支える一般補助の増額が不可欠だ。しかし高等教育への公財政支出は、特に私立大学では低水準で、OECD諸国の中で最下位だが、首相の発言には、私立大学における経常費補助割合が9.9%に低下した危機感は微塵もない。8割近い学生の公教育を担う私立大学の軽視は、日本の将来に禍根を残すものだ。

高等教育を「希望するすべての人」にもたらしするためには、個人補助の充実と、私立大学と国公立大学との格差を是正した上で、機関補助の水準を高める必要がある。今後もいっそう市民も巻き込んだ署名活動を強化する必要がある。

以上決議する。

関西地区私立大学教職員組合連合第10回大会

2017年11月22日